

# 大分県報

令和八年  
第六八六号  
三月六日

（金曜日）

## 目次

告示  
県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧（二件）……………一  
付保義務の発生……………一

選挙管理委員会告示  
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………一  
労働委員会告示  
大分県労働委員会あつせん員候補者……………二  
公 告  
所在不分明者に対する保安林指定予定通知の掲示（二件）……………三  
落札者等の公示……………三

## ○告示

### 大分県告示第百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。  
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内  
に知事に対し審査請求をすることができる。  
令和八年三月六日

令和八年三月六日

| 事業名               | 地区名     | 縦覧期間                  | 縦覧場所  |
|-------------------|---------|-----------------------|-------|
| 県営防災重点農業用ため池等整備事業 | 仁田尾溜池地区 | 令八・三・六から<br>令八・三・二六まで | 杵築市役所 |

### 大分県告示第百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。  
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内  
に知事に対し審査請求をすることができる。  
令和八年三月六日

| 事業名                 | 地区名  | 縦覧期間                  | 縦覧場所  |
|---------------------|------|-----------------------|-------|
| 県営農村地域防災減災事業（ため池整備） | 下司地区 | 令八・三・六から<br>令八・三・二六まで | 杵築市役所 |

### 大分県告示第百六号

大分市加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。  
令和八年三月六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

## ○選挙管理委員会告示

### 大分県選挙管理委員会告示第三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十

大分県報（告示・選挙委告示）

十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和八年三月二日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和八年三月六日

大分県選挙管理委員会委員長 千 野 博 之

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一八、三七一人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二一四、八一九人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）として得た数）

|      |          |
|------|----------|
| 大分市  | 一三一、一〇二人 |
| 別府市  | 三〇、六九五八  |
| 中津市  | 二二、〇三八八  |
| 日田市  | 一六、七七二八  |
| 佐伯市  | 一八、三一五八  |
| 臼杵市  | 九、九〇〇八   |
| 津久見市 | 四、三七六八   |
| 竹田市  | 五、三九五八   |

|         |         |
|---------|---------|
| 豊後高田市   | 五、八五三人  |
| 杵築市     | 七、四四二人  |
| 宇佐市     | 一四、三七四人 |
| 豊後大野市   | 九、一一〇人  |
| 由布市     | 九、二二一人  |
| 国東市・姫島村 | 七、六七八人  |
| 日出町     | 七、七〇七人  |
| 九重町・玖珠町 | 六、二二〇人  |

○労働委員会告示

大分県労働委員会告示第一号

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定に基づき、大分県労働委員会あつせん員候補者を左記のとおり告示する。

令和八年三月六日

大分県労働委員会会長 清水立茂

| 氏名    | 現職及び前歴                                | 委嘱年月日   |
|-------|---------------------------------------|---------|
| 清水立茂  | 大分県労働委員会会長公益委員<br>弁護士                 | 令二・二・一七 |
| 渡邊博子  | 大分県労働委員会会長代理公益委員<br>大分大学理事（教育担当）・副学長  | 令四・二・二二 |
| 森優子   | 大分県労働委員会公益委員<br>元大分県議会議務局長            | 令八・二・二四 |
| 堀江貴陽子 | 大分県労働委員会公益委員<br>みらい社会保険労務士法人特定社会保険労務士 | 令六・二・二七 |
| 森脇宏   | 大分県労働委員会公益委員<br>弁護士                   | 令八・二・二四 |

|        |   |          |  |
|--------|---|----------|--|
| 新宮高志   | 大分県労働委員会労働者委員<br>全日本運輸産業労働組合大分県連合会執行委員長         | 令二・二・一七  | 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。<br>令和八年三月六日<br>大分県知事 佐藤 樹一郎 |
|        | 大分県労働委員会労働者委員<br>元日本労働組合総連合会大分県連合会女性委員会委員長<br>長 | 令四・九・一三  |  |
| 山本悦子   | 大分県労働委員会労働者委員<br>日本労働組合総連合会大分県連合会会長             | 令四・二・二二  | 一 所在の不明な者の氏名及び揭示場所<br>大分県知事 佐藤 樹一郎<br>二 通知の要旨<br>令和八年二月六日付け大分県告示第六十号により行った森林法第三十条の規定による通知<br>令和八年三月六日<br>大分県知事 佐藤 樹一郎              |
| 石本健二   | 大分県労働委員会労働者委員<br>大分県労働組合総連合会大分県連合会会長            | 令四・二・二二  |  |
| 追圭吾    | 大分県労働委員会労働者委員<br>大分県教職員組合執行委員長                  | 令八・二・二四  | 一 所在の不明な者の氏名及び揭示場所<br>大分県知事 佐藤 樹一郎<br>二 通知の要旨<br>令和八年二月六日付け大分県告示第六十号により行った森林法第三十条の規定による通知<br>令和八年三月六日<br>大分県知事 佐藤 樹一郎              |
| 原口享子   | 大分県労働委員会労働者委員<br>U Aゼンセン大分県支部協働参画委員会副委員長        | 令四・二・二二  |  |
| 藤野久信   | 大分県労働委員会使用者委員<br>大分県経営者協会専務理事                   | 令二・二・一七  | 一 所在の不明な者の氏名及び揭示場所<br>大分県知事 佐藤 樹一郎<br>二 通知の要旨<br>令和八年二月六日付け大分県告示第六十号により行った森林法第三十条の規定による通知<br>令和八年三月六日<br>大分県知事 佐藤 樹一郎              |
| 白川憲一   | 大分県労働委員会使用者委員<br>大分交通株式会社取締役副社長                 | 平三〇・二・一三 |  |
| 高野浩子   | 大分県労働委員会使用者委員<br>株式会社美装管理代表取締役                  | 令四・二・二二  | 一 所在の不明な者の氏名及び揭示場所<br>大分県知事 佐藤 樹一郎<br>二 通知の要旨<br>令和八年二月十日付け大分県告示第六十七号により行った森林法第三十条の規定による通知<br>令和八年三月六日<br>大分県知事 佐藤 樹一郎             |
| 寺司志保美  | 大分県労働委員会使用者委員<br>元株式会社別府衛生公社代表取締役               | 令六・二・二七  |  |
| 熊登御堂康昭 | 大分県労働委員会使用者委員<br>三和酒類株式会社代表取締役専務                | 令二・二・一七  | 一 所在の不明な者の氏名及び揭示場所<br>大分県知事 佐藤 樹一郎<br>二 通知の要旨<br>令和八年二月十日付け大分県告示第六十七号により行った森林法第三十条の規定による通知<br>令和八年三月六日<br>大分県知事 佐藤 樹一郎             |
| 一丸淳司   | 大分県労働委員会事務局長                                    | 令六・四・九   |  |
| 平山高広   | 大分県労働委員会事務局<br>調整審査課長                           | 令七・四・八   | 一 落札に係る物品等の名称及び数量<br>大分県企業局長 渡辺 淳一   |
| ○公 告   |   |          |  |

令和八年三月六日

大分県報（労働委告示・公告）

令和八年三月六日

大分県報（公告）

四

大分県企業局判田浄水場及び大津留浄水場で使用する電気

二千四百三十万七千七百七十キロワットアワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県企業局総務課契約管財班

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和八年一月八日

四 落札者の氏名及び住所

関西電力株式会社 代表執行役 森 望

大阪府大阪市北区中之島三丁目六番十六号

五 落札金額（電気料金の見込金額）

三億八千八百八十二万四千二百八十九円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和七年十一月二十一日